

前橋市監査委員公表第7号

前橋市長から財政援助団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年8月25日

| | |
|---------|---------|
| 前橋市監査委員 | 根 岸 隆 夫 |
| 同 | 田 村 盛 好 |
| 同 | 中 林 章 |
| 同 | 小曾根 英 明 |

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 令和3年 8月 3日

| 監 査 結 果 (指摘・要望事項) | 指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等 |
|--|---|
| <p>【監査対象団体：前橋市赤城の恵ブランド推進協議会】</p> <p>1 出納関係事務について（指摘事項）</p> <p>支出の証拠書類において、見積書に見積日が記載されていないもの、納品書に納品日が記載されていないもの、請求書に請求日が記載されていないもの、領収書に宛名が記載されていないものがあった。</p> <p>支払先から必要事項を明記した証拠書類を徴するよう改善されたい。</p> | <p>出納関係事務については、事務局員が見積書、納品書、請求書等の支出の証拠書類を受け取る際に、日付、宛名等の必要項目に記載漏れがないかをその場で厳密に確認し、記載がない場合は受領せず、その場において提出事業者に必ず記載してもらい、その上で受領することとし、加えて、受領後も別の事務局員による再確認を行うこととして、本年度から改善することを決定した。</p> |